

「子どもはあとから」、「いくつになっても妊娠できる」と思っている人は多いと思いますが、35歳を過ぎると子どもを授かる確率が下がってくるだけでなく、母親の体の危険も増えてきます。

なかなか子どもを授からない時は、不妊治療という方法がありますが、不妊治療には「一般不妊治療」と「特定不妊治療」があり、沖縄県では「特定不妊治療」に要した費用の一部を助成する事業を行っています。

特定不妊治療支援制度とは

特定不妊治療とは顕微授精又は体外受精のことを言います。医療保険の適用外となっていることから、なかなか治療に踏み切れない方も少なくありません。

平成27年度までの大まかな制度の内容

沖縄県では、1回の治療に要した経費について**上限15万円**(一部治療方法については上限7万5千円)まで助成を行っており、年度内に2回まで申請できます(初回年度は3回)。

対象者

法律上の婚姻をしている夫婦で、次のことにあてはまる方

- 1 特定不妊治療が必要だと医師に認められ、治療を受けた方
- 2 夫婦のどちらかが、沖縄県内に住んでいること
- 3 夫婦の所得の合計が730万円未満であること
- 4 県が指定した医療機関で治療を終了した方



平成28年4月1日から新しい制度となり、

43歳以上の方は助成を受けることができなくなります。

※詳しい制度内容については下記の方法でご確認ください。

- 県健康長寿課のホームページ ▶ [沖縄県 特定不妊](#)
- 県健康長寿課 ▶ 098-866-2209

不妊に関するご相談・お問い合わせは、下記までお気軽にご連絡ください。相談に関する秘密は厳守します。



● 特定不妊治療の申込件数



● 申請者(妻)の年齢(H26年度)



担当者より

沖縄県では、毎年申請者が増えてきており、40歳以上の方が全体の50%を超えています。来年度からは、制度改正により年齢制限がありますので、早めの申請をおすすめしております。

相談窓口

沖縄県不妊専門相談センター 電話: 098-888-1176